

# 資料編

1. 計画策定の経過および策定体制
2. 木更津市のみどりの現況
3. 市街化調整区域における土地利用方針
4. 用語解説

# 1. 計画策定の経過および策定体制

## (1) 計画策定の経過

|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 平成23年 7月 8日 | 第1回緑の基本計画策定委員会開催      |
| 7月 8日～8月10日 | みどりに関する市民意識調査         |
| 8月 3日       | 第1回緑の基本計画策定懇談会開催      |
| 9月28日       | 第2回緑の基本計画策定委員会開催      |
| 10月 5日      | 第2回緑の基本計画策定懇談会開催      |
| 11月25日      | 第3回緑の基本計画策定委員会開催      |
| 12月 5日      | 第3回緑の基本計画策定懇談会開催      |
| 平成24年 1月24日 | 第4回緑の基本計画策定委員会開催      |
| 1月30日       | 第4回緑の基本計画策定懇談会開催      |
| 2月 7日～ 3月7日 | 意見公募手続き（パブリックコメント手続き） |
| 3月22日       | 第5回緑の基本計画策定委員会開催      |
| 3月28日       | 第5回緑の基本計画策定懇談会開催      |

## (2) 委員メンバー

### ○緑の基本計画策定委員会委員

| 氏 名    | 役 職       |
|--------|-----------|
| 小川 剛志  | 会長：都市整備部長 |
| 露崎 和夫  | 総務部長      |
| 鶴岡 静治  | 企画部長      |
| 加藤 國弘  | 福祉部長      |
| 石井 良幸  | 教育部長      |
| 竹内 喜久夫 | 環境部長      |
| 須藤 宏一  | 経済部長      |
| 永野 昭   | 都市整備部次長   |

### ○緑の基本計画策定懇談会委員

| 委員区分  | 委員名                                | 備考  |
|-------|------------------------------------|-----|
| 学識経験者 | 東京農業大学地域環境科学部造園科学科<br>准教授<br>阿部 伸太 | 会長  |
| 学識経験者 | 東京農業大学グリーンアカデミー講師<br>石井 英美         | 副会長 |
| 有識者委員 | 千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課<br>副課長<br>高田 令子 |     |

| 委員区分    | 委員名                      | 備考                |
|---------|--------------------------|-------------------|
| 公募委員    | 宮沢 茂松                    |                   |
| 公募委員    | 中山 正時                    |                   |
| 町会関係者   | 木更津市区長会連合会会長<br>池田 利一    | 木更津市区長会連合会推薦      |
| 造園緑化関係者 | 木更津造園建設業協同組合理事長<br>山田 孝雄 | 木更津造園建設業協同組合推薦    |
| 農業関係者   | 君津地域花き組合連合会会長<br>地曳 昭裕   | 君津地域花き組合連合会<br>推薦 |
| 林業関係者   | 千葉県森林組合君津支所長<br>甲賀 茂晴    | 千葉県森林組合君津支所<br>推薦 |

### (3) 設置要領

#### 木更津市緑の基本計画策定委員会設置要領

(趣旨)

第1条 都市緑地法第4条第1項の規定に基づく市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下、「緑の基本計画」という。）を策定するため、木更津市緑の基本計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 緑の基本計画の案を審議すること。
- (2) 緑の基本計画の策定事務に関する事項を審議すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員は、別表に掲げるものをもって充てる。

- 2 会長は、都市整備部長をもって充てる。
- 3 会長に不都合があるときは、あらかじめ会長の指名する職員がその職務を代理する。
- 4 委員に不都合があるときは、代理が出席するものとする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係課長等関係機関の職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、都市整備部市街地整備課に置く。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

## 附 則

この要領は、平成23年6月30日から施行する。

※別表は省略

## 木更津市緑の基本計画策定懇談会設置要領

## (趣旨)

第1条 都市緑地法第4条第1項の規定に基づく市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下、「緑の基本計画」という。）を策定するにあたり、市民等の幅広い意見を参考とするため、木更津市緑の基本計画策定懇談会（以下、「懇談会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員は、次の各号に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 緑の基本計画の案に関すること。
- (2) 緑の基本計画の策定に関すること。

## (組織)

第3条 懇談会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 委員は別表に掲げるものをもって充てる。
- 4 会長は、会務を統括し、懇談会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

## (会議)

第4条 懇談会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員等の会議への出席を求めることができる。

## (事務局)

第5条 懇談会の事務局は、木更津市都市整備部市街地整備課に置く。

## (委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

## 附 則

この要領は、平成23年7月22日から施行する。

※別表は省略

## 2. 木更津市のみどりの現況

### (1) 地区別緑被率

| 地区名 | 樹林地                 |       | 草地                  |       | 農地                  |       | 裸地                  |       | 水辺                  |      | 合計                  |       |
|-----|---------------------|-------|---------------------|-------|---------------------|-------|---------------------|-------|---------------------|------|---------------------|-------|
|     | 面積(m <sup>2</sup> ) | %     | 面積(m <sup>2</sup> ) | %    | 面積(m <sup>2</sup> ) | %     |
| 木更津 | 1,889,474           | 11.27 | 963,392             | 5.75  | 626,689             | 3.74  | 2,551,607           | 15.22 | 363,018             | 2.16 | 6,394,180           | 38.16 |
| 波岡  | 4,243,641           | 34.05 | 1,239,946           | 9.95  | 1,478,396           | 11.86 | 734,786             | 5.89  | 117,168             | 0.94 | 7,813,937           | 62.71 |
| 清川  | 6,483,344           | 34.58 | 1,601,078           | 8.54  | 4,317,079           | 23.02 | 451,026             | 2.40  | 138,271             | 0.73 | 12,990,798          | 69.29 |
| 岩根  | 272,791             | 2.32  | 2,469,892           | 21.04 | 3,790,213           | 32.29 | 269,779             | 2.29  | 131,323             | 1.11 | 6,933,998           | 59.07 |
| 鎌足  | 10,928,670          | 56.21 | 1,742,900           | 8.96  | 4,155,105           | 21.37 | 411,700             | 2.11  | 279,945             | 1.43 | 17,518,320          | 90.10 |
| 金田  | 231,869             | 2.59  | 1,241,641           | 13.89 | 3,466,978           | 38.79 | 236,777             | 2.64  | 572,735             | 6.40 | 5,750,000           | 64.33 |
| 中郷  | 250,756             | 2.50  | 278,005             | 2.77  | 6,347,336           | 63.29 | 95,238              | 0.94  | 365,295             | 3.64 | 7,336,630           | 73.16 |
| 富来田 | 25,766,540          | 62.19 | 2,688,432           | 6.48  | 8,199,292           | 19.79 | 545,416             | 1.31  | 388,832             | 0.93 | 37,588,512          | 90.73 |
| 合計  | 50,067,085          | 35.88 | 12,225,286          | 8.76  | 32,381,088          | 23.20 | 5,296,329           | 3.79  | 2,356,587           | 1.68 | 102,326,375         | 73.33 |

※平成18年11月18日撮影の航空写真より作成。100m<sup>2</sup>以上のまとまった樹林地、草地、農地、裸地、水辺を計測。

### (2) 地区別都市公園整備状況

|     | 人口<br>(人) | 都市公園<br>箇所数 | 都市公園計<br>(ha) | 1人当たり<br>面積<br>(m <sup>2</sup> /人) | 街区公園<br>(ha) | 近隣公園<br>(ha) | 地区公園<br>(ha) | 総合公園<br>(ha) | 都市緑地<br>(ha) |
|-----|-----------|-------------|---------------|------------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 木更津 | 39,530    | 51          | 39.10         | 9.9                                | 8.08         | 12.41        | 4.12         | 9.80         | 4.69         |
| 波岡  | 25,870    | 52          | 22.51         | 8.7                                | 10.01        | 3.20         | 4.07         |              | 5.23         |
| 清川  | 27,616    | 45          | 24.41         | 8.8                                | 6.14         | 6.45         |              | 8.55         | 3.27         |
| 岩根  | 17,719    | 2           | 0.17          | 0.1                                | 0.17         |              |              |              |              |
| 鎌足  | 2,454     | 5           | 20.50         | 83.5                               |              |              | 17.2         |              | 3.3          |
| 金田  | 4,379     | 0           | 0.00          | 0.0                                |              |              |              |              |              |
| 中郷  | 3,247     | 0           | 0.00          | 0.0                                |              |              |              |              |              |
| 富来田 | 7,089     | 1           | 0.78          | 1.1                                | 0.78         |              |              |              |              |

※人口：平成22年4月1日現在 出典；「市街化調整区域における土地利用方針 資料編」

都市公園：平成23年4月1日現在 出典；「木更津の都市計画2011」

### (3) 都市公園一覧（平成23年4月1日現在）

(単位；面積ha)

| 公園名     | 開園<br>年月日  | 供用面積 | 都市計画<br>決定面積 | 公園名     | 開園<br>年月日  | 供用面積 | 都市計画<br>決定面積 |
|---------|------------|------|--------------|---------|------------|------|--------------|
| 総合公園    |            |      |              |         |            |      |              |
| 太田山公園   | S25. 4. 3  | 9.80 | 9.80         | 小櫃堰公園   | S55. 6. 6  | 8.55 | 8.55         |
| 地区公園    |            |      |              |         |            |      |              |
| 吾妻公園    | S39. 4. 1  | 4.12 | 4.12         | かずさ3号公園 | H19. 4. 23 | 3.90 | 3.90         |
| かずさ1号公園 | H19. 4. 23 | 8.00 | 8.00         | かずさ4号公園 | H10. 7. 1  | 1.29 | 4.00         |
| かずさ2号公園 | H12. 5. 1  | 5.30 | 5.30         | 八幡台中央公園 | S62. 3. 31 | 4.07 | —            |
| 近隣公園    |            |      |              |         |            |      |              |
| 鳥居崎海浜公園 | S41. 3. 11 | 2.56 | 2.56         | 貝淵公園    | S52. 7. 25 | 1.85 | 1.85         |
| 清見台中央公園 | S49. 3. 12 | 1.73 | 1.73         | 野際公園    | S54. 2. 27 | 2.43 | 2.43         |
| 八崎公園    | H元. 4. 1   | 1.71 | 1.71         | 畑沢公園    | S52. 7. 25 | 1.20 | 1.20         |
| 真舟中央公園  | S56. 3. 30 | 1.50 | —            | 請西南公園   | H18. 4. 1  | 2.01 | —            |
| 中の島公園   | S57. 3. 31 | 2.78 | —            | 伊豆島公園   | H18. 9. 26 | 0.95 | —            |

| 公園名         | 開園<br>年月日   | 供用面積 | 都市計画<br>決定面積 | 公園名      | 開園<br>年月日   | 供用面積 | 都市計画<br>決定面積 |
|-------------|-------------|------|--------------|----------|-------------|------|--------------|
| 羽鳥野公園       | H17. 4. 1   | 2.00 | —            | 百谷公園     | H18. 9. 26  | 1.34 | —            |
|             |             |      |              |          |             |      |              |
| <b>街区公園</b> |             |      |              |          |             |      |              |
| 相里公園        | S46. 3. 31  | 0.29 | 0.29         | 高山台公園    | S57. 3. 31  | 0.36 | 0.36         |
| 稻荷森公園       | S46. 3. 31  | 0.25 | 0.25         | 仲町公園     | S56. 3. 30  | 0.28 | 0.28         |
| みたま公園       | S46. 3. 31  | 0.30 | 0.30         | 浜田公園     | S60. 3. 30  | 0.15 | 0.15         |
| 定見坊公園       | S46. 3. 31  | 0.20 | 0.20         | 根切公園     | S60. 3. 30  | 0.10 | 0.10         |
| 宮の前公園       | S46. 3. 31  | 0.25 | 0.25         | 清水谷公園    | H元. 4. 1    | 0.12 | 0.12         |
| 座面公園        | S49. 3. 12  | 0.44 | 0.44         | 永婦公園     | S62. 3. 31  | 0.15 | 0.15         |
| 追越公園        | S49. 3. 12  | 0.22 | 0.22         | 上鴻の巣公園   | H元. 4. 1    | 0.15 | 0.15         |
| 堰の上公園       | S49. 3. 12  | 0.27 | 0.27         | 江沢公園     | S60. 3. 30  | 0.70 | 0.70         |
| 下谷公園        | S49. 3. 12  | 0.21 | 0.21         | 打越公園     | S52. 7. 25  | 0.29 | 0.29         |
| 富士見公園       | S41. 3. 11  | 0.10 | 0.29         | 大関公園     | S49. 3. 12  | 0.41 | 0.41         |
| 矢那川公園       | S49. 3. 12  | 0.27 | 0.27         | 中清水公園    | S52. 7. 25  | 0.41 | 0.41         |
| 塩釜公園        | S49. 3. 12  | 0.15 | 0.15         | 能満寺公園    | S52. 7. 25  | 0.18 | 0.18         |
| 池際公園        | S49. 3. 12  | 0.33 | 0.33         | 中島谷公園    | S59. 3. 31  | 0.46 | 0.46         |
| 中尾公園        | S53. 12. 18 | 0.37 | 0.37         | 萩の台公園    | H 2. 3. 29  | 0.32 | 0.32         |
| 原田公園        | S56. 3. 30  | 0.37 | 0.37         | 高坂公園     | H 2. 12. 25 | 0.20 | 0.20         |
| 下平川公園       | S58. 3. 31  | 0.23 | 0.23         | 長作公園     | H 5. 3. 1   | 0.40 | 0.40         |
| 本郷公園        | S51. 3. 27  | 0.23 | 0.23         | 桜井公園     | S52. 7. 25  | 0.38 | 0.38         |
| 根田公園        | S53. 10. 13 | 0.20 | 0.20         | 桜井南公園    | S52. 7. 25  | 0.73 | 0.73         |
| 鳥越公園        | S49. 3. 12  | 0.23 | 0.23         | 桜井鶴ヶ岡公園  | S61. 3. 31  | 0.15 | 0.15         |
| 岩下公園        | S50. 3. 11  | 0.23 | 0.23         | 石田公園     | S63. 3. 31  | 0.24 | 0.24         |
| 梶ヶ作公園       | S50. 3. 11  | 0.30 | 0.30         | 川尻公園     | H 2. 2. 9   | 0.16 | 0.16         |
| 塚田公園        | S51. 3. 27  | 0.19 | 0.19         | 大久保公園    | S53. 10. 13 | 0.60 | 0.60         |
| 前馬船公園       | H元. 4. 1    | 0.22 | 0.22         | 滝の沢公園    | S53. 10. 13 | 0.21 | 0.21         |
| 銭原公園        | S56. 3. 30  | 0.23 | 0.23         | 前の沢公園    | S53. 10. 13 | 0.22 | 0.22         |
| 和田下公園       | H 4. 3. 19  | 0.10 | 0.10         | 上根公園     | S53. 10. 13 | 0.20 | 0.20         |
| 鶴ヶ岡公園       | S55. 6. 6   | 0.23 | 0.23         | 熊の越公園    | S57. 3. 31  | 0.20 | 0.20         |
| 板取公園        | S58. 3. 31  | 0.60 | 0.60         | 西の谷公園    | S53. 10. 13 | 0.22 | 0.22         |
| 宮の下公園       | S57. 3. 31  | 0.11 | 0.11         | 熊野公園     | S53. 10. 13 | 0.19 | 0.19         |
| 幸町公園        | S55. 6. 6   | 0.13 | 0.13         | 石山公園     | S57. 3. 31  | 0.21 | 0.21         |
| 向馬船公園       | S59. 3. 31  | 0.26 | 0.26         | 上山公園     | S57. 3. 31  | 0.15 | 0.15         |
| 堀の内公園       | S61. 3. 31  | 0.23 | 0.23         | 山田公園     | S57. 3. 31  | 0.24 | 0.24         |
| 桃園公園        | S49. 3. 12  | 0.12 | —            | うららヶ丘公園  | H12. 5. 1   | 0.14 | —            |
| 日の出公園       | S49. 3. 12  | 0.18 | —            | 上根岸公園    | H12. 5. 1   | 0.78 | —            |
| 弥生公園        | S46. 3. 31  | 0.13 | —            | 道上谷公園    | H22. 1. 5   | 0.18 | —            |
| 山下公園        | S53. 10. 13 | 0.24 | —            | 中郷谷公園    | H15. 4. 1   | 0.30 | —            |
| 若宮公園        | S53. 10. 13 | 0.18 | —            | 袋下公園     | S46. 3. 31  | 0.09 | —            |
| 大作公園        | S53. 10. 13 | 0.42 | —            | 南浜田公園    | H15. 4. 1   | 0.04 | —            |
| 南大作公園       | S62. 3. 31  | 0.24 | —            | たてわき公園   | H15. 4. 1   | 0.15 | —            |
| 大畑公園        | S62. 3. 31  | 0.56 | —            | 舟作公園     | H15. 4. 1   | 0.27 | —            |
| 中田公園        | S62. 3. 31  | 0.24 | —            | 熊ノ田公園    | H16. 12. 1  | 0.26 | —            |
| 元倉公園        | S62. 3. 31  | 0.31 | —            | 柵公園      | H16. 12. 1  | 0.15 | —            |
| 上辻公園        | S62. 3. 31  | 0.29 | —            | 西ノ下公園    | H16. 12. 1  | 0.15 | —            |
| 上谷公園        | S62. 3. 31  | 0.35 | —            | 柳原公園     | S46. 3. 31  | 0.05 | —            |
| 永井作公園       | H 7. 12. 22 | 0.33 | —            | 浦田公園     | S49. 3. 12  | 0.02 | —            |
| 君山公園        | S49. 3. 12  | 0.03 | —            | 下会公園     | S49. 3. 12  | 0.03 | —            |
| 堰の下公園       | S51. 3. 27  | 0.03 | —            | 上会公園     | S49. 3. 12  | 0.03 | —            |
| 緑ヶ丘公園       | S59. 3. 31  | 0.08 | —            | 手古塚公園    | H19. 2. 26  | 0.24 | —            |
| 砂田公園        | H12. 5. 1   | 0.02 | —            | 港南台海の丘公園 | H19. 2. 26  | 0.21 | —            |

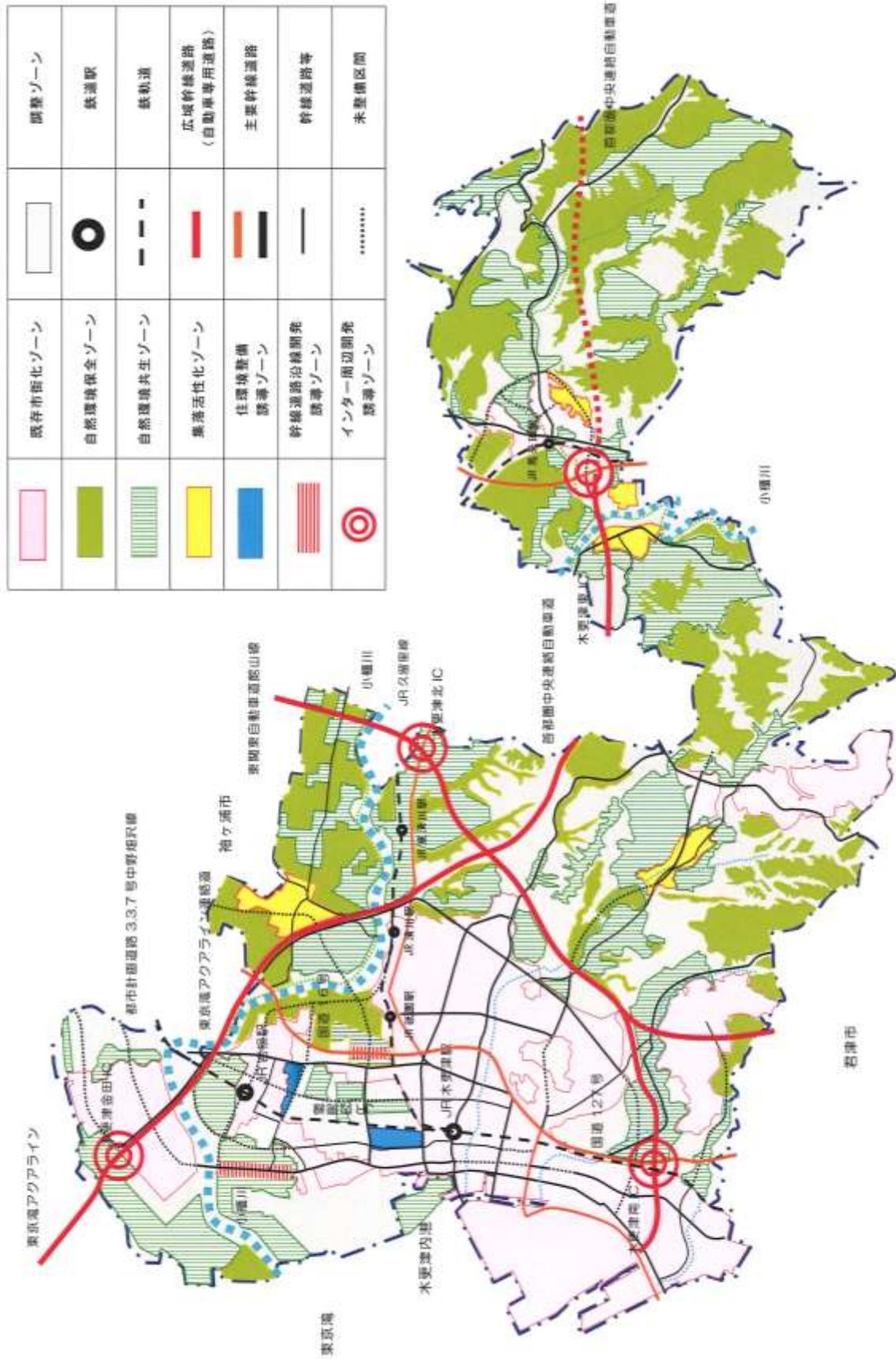
| 公園名         | 開園<br>年月日 | 供用面積 | 都市計画<br>決定面積 | 公園名      | 開園<br>年月日 | 供用面積 | 都市計画<br>決定面積 |
|-------------|-----------|------|--------------|----------|-----------|------|--------------|
| 小浜公園        | H12. 5. 1 | 0.17 | —            | 港南台風の丘公園 | H17. 4. 1 | 0.21 | —            |
| 東山公園        | H20. 3.12 | 0.27 | —            | 椎の木公園    | H20. 5.21 | 0.20 | —            |
| 遠見公園        | H18. 4. 1 | 0.26 | —            | 東羽鳥2号公園  | H20. 5.21 | 0.08 | —            |
| 西原公園        | H12. 5. 1 | 0.12 | —            | 東羽鳥1号公園  | H20. 5.21 | 0.08 | —            |
| 大手通公園       | H 3. 2. 1 | 0.20 | —            | 桜浜公園     | H18. 1.25 | 0.05 | —            |
| 谷公園         | S51. 3.27 | 0.18 | —            |          |           |      |              |
|             |           |      |              |          |           |      |              |
| <b>都市緑地</b> |           |      |              |          |           |      |              |
| 潮見緑地        | S52. 7.25 | 2.31 | 2.20         | 新田緑地     | H10.12. 1 | 0.10 | 0.06         |
| 中央緑地        | H10.12. 1 | 0.12 | 0.12         | 貝渕緑地     | H10.12. 1 | 0.05 | 0.05         |
| 桜井緑地        | S52. 7.25 | 0.39 | —            | 烏田1号緑地   | H17. 4. 1 | 1.24 | —            |
| 小浜緑地        | S61. 3.31 | 0.06 | —            | 烏田2号緑地   | H17. 4. 1 | 1.03 | —            |
| 東清緑地        | S61. 3.31 | 0.55 | —            | 烏田4号緑地   | H17. 4. 1 | 0.71 | —            |
| 潮浜緑地        | S62. 3.31 | 0.94 | —            | 烏田7号緑地   | H17. 4. 1 | 0.18 | —            |
| 山崎緑地        | H 2. 3.29 | 0.06 | —            | 中尾1号緑地   | H18. 9.26 | 0.27 | —            |
| 上山緑地        | H 2. 2. 9 | 0.32 | —            | 中尾2号緑地   | H18. 9.26 | 0.14 | —            |
| 中清水緑地       | H 5. 3. 1 | 0.03 | —            | 中尾3号緑地   | H18. 9.26 | 1.25 | —            |
| かずさ1号緑地     | H19. 4.23 | 1.80 | —            | 中尾4号緑地   | H18. 9.26 | 0.66 | —            |
| かずさ2号緑地     | H19. 4.23 | 1.50 | —            | 中尾5号緑地   | H18. 9.26 | 0.14 | —            |
| 請西第二1号緑地    | H17. 4. 1 | 0.72 | —            | 中尾6号緑地   | H18. 9.26 | 0.04 | —            |
| 小浜1号緑地      | H17. 4. 1 | 0.29 | —            | 中尾7号緑地   | H18. 9.26 | 0.06 | —            |
| 小浜2号緑地      | H17. 4. 1 | 0.23 | —            | 中尾8号緑地   | H18. 9.26 | 0.09 | —            |
| 小浜3号緑地      | H17. 4. 1 | 1.14 | —            | 中尾10号緑地  | H18. 9.26 | 0.07 | —            |

### 3. 市街化調整区域における土地利用方針

「市街化調整区域における土地利用方針」（平成23年8月）で7つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンの土地利用の方針を次のように示しています。

| ゾーン           | 土地利用方針   |
|---------------|--|
| 自然環境保全ゾーン     | <p>木更津市を特徴づける東部丘陵及び富来田丘陵を骨格的な緑として、また、小櫃川河口部には国内でも有数の貴重な干潟が残っており低生成物や魚類、野鳥が豊富に生息していることから、木更津市における貴重な財産として保全する。</p> <p>また、小櫃川や矢那川沿い等における優良農地の保全を図り、原則として開発を容認しない。</p>  |
| 自然環境共生ゾーン     | <p>人口減少や高齢化の進行により集落機能の衰退が懸念されることから、住宅や生活利便施設の立地を誘導する地区計画を定めることにより、地域コミュニティの維持や生活利便性の向上を図る。</p> <p>更に都市近郊型交流機能としての市民農園、観光農園整備等自然環境の整備活用を図り、地域振興に寄与する施設の立地を検討し、地区計画により自然を体験、活用できる空間の創出に努める。</p> <p>また、富来田地区市街化区域に隣接した武田川流域にあるいっせんぼく（湧き水）、富来田地区東部の少年自然の家キャンプ場をリゾートファームとして、中の島公園が位置する木更津内港をウォーターフロントとして自然環境に配慮し、自然と親しみ利用する空間として活用する。</p> |
| 集落活性化ゾーン      | <p>ゆとりある田園型住宅、生活利便施設、業務施設及び自然環境の整備活用を図り、地域振興に寄与する施設の立地を誘導し、集落における住環境の整備を検討するとともに、都市施設の整備を推進し地区の拠点形成を目指す地区計画を定めることにより、集落の活性化及び自然環境との調和を図り都市住民と地域住民の交流の機会の創出に努める。</p>  |
| 住環境整備誘導ゾーン    | <p>市街化区域と一体性があり市街化区域への編入が見込まれる集落で、スプロールや建築物の用途の混在を防ぎ隣接する市街化区域と一体的な規制誘導を行うため、建築物の用途及び形態等を制限し、集落における住環境の整備を目的とする地区計画を定め、住宅等の立地を適切に誘導し周辺環境と調和した土地利用を図る。</p>   |
| 幹線道路沿道開発誘導ゾーン | <p>広域交通ネットワークの特性を活かし、物流・業務・商業等地域振興に寄与すると認められる施設の立地について、主要幹線道路沿道の特定の地区において沿道開発誘導に関する地区計画を定めることにより、適切に土地利用の規制誘導（敷地面積、建築物の用途、形態、緑化等の規制を行うなど）を図る。</p>  |
| インター周辺開発誘導ゾーン | <p>広域交通ネットワークの特性を活かし、物流・業務・商業等地域振興に寄与すると認められる施設の立地について、高速道路インターチェンジ周辺の特定の地区において拠点開発誘導に関する地区計画を定めることにより、適切に土地利用の規制誘導（敷地面積、建築物の用途、形態、緑化等の規制を行うなど）を図る。</p>  |
| 調整ゾーン         | <p>調整ゾーンは、各ゾーン周辺の緩衝地域で現時点では土地利用の方針が明確に示されていない区域であり、今後、適切な土地利用の方向性を検討する。</p> <p>また、土地利用のゾーニングになじまない土地、河川等を調整ゾーンとする。</p>   |

### 参考資料（土地利用方針図）



## 4. 用語解説

### 【あ行】

#### ○一木運動

市民の皆さんや企業に、公園などに植栽する樹木を寄付し育てていただく取り組み。

苗木を購入していただき、その苗木を自分たちの手で公園などに植栽し、寄付していただいた方の名前やメッセージを書き込んだ樹名板を取り付け、その後の維持管理にも携わっていただくものです。

自らが植えた樹木の成長とともに、まちにみどりを増やし公園を楽しんでいただくことを目指しています。

#### ○エコロジカル・ネットワーク

生物の生息空間を相互に連結することによって、生態系の回復と、生物多様性（後出）の保全を図る取り組みのこと。

野生の生き物は、繁殖の場や餌場、休憩の場などさまざまな場を必要とします。また渡りのとき、繁殖のとき、巣立ちのとき、餌を取りに行くとき、ねぐらに戻るときなど、さまざまな目的で移動します。生き物が必要とする場所と生き物の移動経路から構成されるのが、エコロジカル・ネットワークです。自然地が失われると、自然の質が低下し、繁殖がうまくいかなくなり、その生き物の存続に支障をきたします。

エコロジカル・ネットワークを計画する際に、生き物が棲みやすい自然の残し方づくり方や生態的なまとまりを考慮した上で、森林から農地、都市内緑地、河川、海までと、その中に分布する湿原・干潟等の湿地を緊密な関係をもちながら繋ぐことが、自然と共生する地域づくりにとって重要です。

なお、ネットワークの検討をする上で、外来生物の侵入防止、野生鳥獣による農林水産業等への被害など人と鳥獣のあつれきを防止する観点からも、野生鳥獣の生息環境の保全等について考慮する必要があります。

木更津市に存在する森・農地・都市内緑地・海を生かし、エコロジカル・ネットワークを形成することにより、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等多面的な機能が発揮されることが期待されます。

#### ○オープンスペース

公園・広場、河川・湖沼、山林・農地など、建物によって覆われていない土地の総称。

都市内では、建物の敷地内に確保された開放性の高いまとまった広さの空地や空間で、広場や歩行者用通路等として自由に通行または利用できる場所もさします。

### 【か行】

#### ○街区公園

都市公園法に定められている都市公園（後出）の種別の一つで、主として街区内の居住者の利用のための公園。

街区内の居住者が容易に利用することができるように、面積2,500㎡が標準として配置する市民の皆さんにもっとも身近な公園です。現在、木更津市にある都市公園156箇所のうち、約7割の107

箇所が街区公園です。

## ○風の道

市街地の後背地に広がる樹林からの風の流れや海風など自然の風を活用するための空気の通り道のこと。

ヒートアイランド現象（後出）などの都市気象を緩和するため、その地域特有の風や水系、地形などを利用し、水路や道路、建物等を風を取り込みやすいように配置したり、植栽、樹林などの保全、都市公園の整備などにより、都市内に新鮮で冷涼な空気の流れをつくり出す手法として用いられます。

都市内部に散在する公園緑地は“クールアイランド”を形成しており、夏季日中には緑地内の冷気が風下側に流出し、夜間の晴天静穏時には放射冷却で生成された冷気が周囲に流出する「にじみ出し現象」が起こり、微弱であるが一種の風の道効果を生み出しているという調査結果も出されています（三上岳彦 首都大学東京大学院教授 「風と緑の効果と活用したまちづくり－東京都内の「風の道」とヒートアイランド効果－」2006年）

公園風は海風に比べ、非常に脆弱な冷熱資源であるため、その活用範囲を拡大させるためには人工排熱等で暖めることなく遠くまで冷気を移送する工夫が必要であり、そのためには緑地の保全に加え、緑地の拡大や周辺道路への街路樹の植栽、建物の屋上緑化、敷地緑化、保水性舗装の敷設などの方策が考えられます。このように、河川と緑地等により水と緑のネットワークを形成することが効果的であると考えられています。

木更津市には小櫃川、矢那川などの河川が流れており、これらの河川と公園緑地などをまちづくりにうまく生かしていくことで、快適なまち並みが形成されるようになります。

## ○河川氾濫原

一般的に、氾濫原とは河川が洪水時に氾濫（冠水）する領域のこと。

氾濫原は人類がこの地球上に出現して以来、主要な生活の場を提供してきたところですが、全国的に改変が進み減少しています。陸域と水域の中間的な特徴を持つ氾濫原は、定期的に冠水する環境に適応した多様な生物相を育むという重要な機能を果たします。このため、もっとも生物多様性が高い環境の一つであり、生物多様性保全の観点から非常に重要だとされ、地域活性化の取り組みと併せて近年各地でその再生の取り組みが行われるようになっていきます。

木更津市でも、小櫃川河口などの堤防内に残る自然状態の氾濫原と、季節的に人為的な冠水域が形成される水田・水路が氾濫原の機能をもっているといえます。

## ○既存ストック

ストックとは、一般に「在庫品、手持ちの品」をいい、本計画における「既存ストック」とは、既に市内にある整備済みの都市施設や、市街地内の未利用地などを指しています。

ストックが蓄積されてきた低成長の成熟社会では、今後、需要の大幅な伸びは予想されず、新規投資から既存ストックの有効活用に重点を移していくことが必要とされ、各地で既存ストックをまちづくりに生かしていく取り組みが盛んに行われるようになっていきます。

## ○グリーンベルト

一般に、公園や道路側に観賞、修景、分離などの目的でつくられる帯状の植栽地。

ここでは県道沿いに植樹帯を設け、緑や花でつなげていくことを目指しています。

## 【さ行】

### ○市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域と今後おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

### ○市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域です。

### ○市民緑地

都市緑地法の項を参照

### ○樹木・樹林等の保存を図る制度

樹木や樹林等の保護を目的とした法律に、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（通称；樹木保存法）」があります。都市における美観風致の維持を図るため、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団について市町村長が指定するものです。

樹木については幹回り、高さ、樹林については最低面積など、指定のための一定条件が定められています。また、この法律に準じて、樹木・樹林の保護について条例で定めている地方公共団体も全国で見られます。

### ○森林の多面的な機能

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。

日本学術会議の答申では、森林には次のような機能があるとされています。

- ・生物多様性保全：遺伝子保全、生物種保全、生態系保全等
- ・地球環境保全：地球温暖化の緩和、二酸化炭素吸収、化石燃料代替エネルギー等
- ・土砂災害防止機能／土壌保全機能：表面侵食防止、表層崩壊防止、落石防止、土石流発生防止等
- ・水源涵養機能：洪水緩和、水資源貯留、水量調節、水質浄化
- ・快適環境形成機能：気候緩和、夏の気温低下、大気浄化、塵埃吸着、汚染物質吸収、騒音防止等
- ・保健・レクリエーション機能：療養、リハビリテーション、保養、森林浴、レクリエーション等
- ・文化機能：景観（ランドスケープ）・風致、学習・教育、自然認識・自然とのふれあいの場、伝統文化等
- ・物質生産機能：木材、燃料材、建築材、木製品原料、パルプ原料、食糧、肥料、飼料等

千葉県では、森林の公益的機能の経済的評価（貨幣換算したもの）を次のように算出しており、森林を失うことは経済的にも大きな損失となっていくます。

5,456億円／年 （全国では年間約70兆円）



資料 千葉県農林水産部林務課：ちばフォレストプラン21（千葉県森林・林業中長期計画と緊急戦略）  
日本学術会議：地球環境・人間生活にかかわる農業および森林の多面的機能の評価について

出典：平成21年度千葉県森林・林業統計書

## ○生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。

ところが今、この生物の多様性が、これまでになく早さで刻一刻と失われつつあります。主な原因は、自然環境の破壊と汚染、資源の過剰な利用、外来生物、地球温暖化にあるといわれています。

国際的には生物多様性条約に基づく取り組みが進められ、日本でも生物多様性国家戦略の策定を受けて総合的な取り組みがされています。また地域レベルでも、生物多様性基本法が平成20年6月に施行され、「都道府県及び市町村は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない」と規定されています。

千葉県では平成19年度に「生物多様性ちば県戦略」を策定し、県内各市町村も策定の取り組みを進めています。

## ○絶滅危惧種

地域の急速な環境変化、移入生物、乱獲などが原因で、すでに絶滅したり、絶滅寸前に追いやられたりした動植物の種のこと。

絶滅危惧種が増加している原因のほとんどは人間活動によるものであり、その保護は生物多様性の保全の上でも重要な課題となっています。

国際的な自然保護機関である国際自然保護連合（IUCN）は、そのような動植物種をリストア

ップし、「レッドリスト」を作成しており、環境省でもIUCNのレッドリストにならったリストを作成し、それに基づいて「レッドデータブック」を編纂し、絶滅危惧種の保護に乗りだしています。

千葉県でも1999年に「千葉県の保護上重要な野生生物」を調査刊行、最新版としては2009年に植物・菌類、2011年に動物の改訂版が刊行されました。木更津市内の生物についても多くの絶滅危惧種の報告がなされています。

## ○総合公園

都市公園の項を参照

### 【た行】

## ○地域制緑地

私たちの生活で重要な役割を担う緑や、様々な生物の生息空間となっている緑を守るため、法や条例による指定を行い、保全に対する担保を十分確保するものです。

都市の緑の保全に関する「法によるもの」には、風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区、保存樹木・保存樹林などの制度があり、一定の土地の区域を指定し、その土地の利用等に対し規制を行うことで良好な自然的環境などの保全を図ることを目的としています。緩やかな規制を行うものから現状を凍結的に保全するものまで、さまざま制度が用意されています。

条例等により独自の制度を創り、「市民の森」「保全緑地」「緑地保全林地区」などの名称で緑地の保全・活用を図っている地方公共団体も数多くあります。

木更津市は、「法によるもの」としては農林業に関わる農用地域や地域森林計画対象民有林、保安林、千葉県の「条例によるもの」としては自然環境保全地域が、市街化調整区域内に指定されています。

木更津市は、現在、緑の保全・創出に関わる条例は制定していません。

## ○地下水涵（かん）養

雨や川の水などが地下に浸透して帯水層（地下水が蓄えられている地層）に流れ込み、水が補給されること。

水田や樹林地に降った雨水や水田に貯留されたかんがい水は地下浸透する過程でろ過・浄化され、流域の地下水として涵養されます。地下水が涵養されると、帯水層のすき間が水で埋まるため地盤が安定し地盤沈下を防止するとともに、地中の水分が蒸発する際にエネルギー（気化熱）を奪って気温を下げるため、都市部の気温上昇（ヒートアイランド現象）の緩和にも役立ちます。

市街化の進行に伴い、涵養機能の高い農地、樹林地などが宅地や舗装された道路に変わり、アスファルトやコンクリートなど覆われた部分が増大したため、雨水が地下にしみこまなくなり、すぐに海へ流出してしまい、河川の洪水などの被害も発生しやすくなっています。

## ○地産地消

地元で生産されたものを地元で消費する取り組みです。

国の基本計画では、地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取り組みであり、こ

れにより消費者が、生産者と『顔が見え、話ができる』関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図ることと位置づけています。

地場農産物の消費を拡大し、ひいては地元の農業を応援することになります。さらに高齢者を含めて地元農業者の営農意欲を高めさせ、農地の荒廃を防ぐことにもなります。

## ○田園空間軸

木更津市都市計画マスタープランのなかで、「水と緑と歴史の文化軸」（後出）とともに設定している「木更津市の将来都市構造」を構成する軸で、「田園空間軸」は緑・田園をコンセプトとしたシンボル軸と位置づけています。

木更津市の骨格的河川である小櫃川沿いにまとまった大規模優良農地（河口部～馬来田～久留里）と並走するJR久留里線沿いの袖ヶ浦市横田地区、木更津市富来田地区（馬来田）、君津市久留里地区といった田園型の市街地を、「田園空間軸」としています。

このなかで、優良農地や小櫃川河口部等を木更津市における基幹的な緑地として保全するほか、広域交通体系の進展に対して、市民農園、観光農園等の都市と共存する農業空間の整備を図るとともに、軸上に連携する市街地・集落について、田園環境にふさわしいゆとりある環境を背景とした生活環境整備を図ることとしています。

## ○都市計画区域

都市計画法に基づいて、都市計画を策定する対象となる場所として、都道府県が定める区域のことです。

木更津市は、市域全域が都市計画区域に指定されており、市街化区域と市街化調整区域（前出）に区分されています。

## ○都市公園

都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。

都市公園には次のような種類があります。市内の都市公園は木更津市が整備、管理を行っています。

類似の施設に児童遊園、港湾環境整備施設があります。児童遊園は「木更津市児童遊園設置条例」に基づき設置している施設で、潮浜公園、新港公園は港湾環境整備施設で、港湾法に基づいて定められる港湾計画に則って千葉県が整備、管理を行っています。

| 種類     | 種別     | 内容   | 木更津市内の有無 |
|--------|--------|--|----------|
| 住区基幹公園 | 街区公園   | 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。                     | あり       |
|        | 近隣公園   | 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。                         | あり       |
|        | 地区公園   | 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。                       | あり       |
|        | 特定地区公園 | 都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準として配置する。      | —        |
| 都市基幹公園 | 総合公園   | 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。 | あり       |
|        | 運動公園   | 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。              | —        |

|       |            |  |    |
|-------|------------|--|----|
| 大規模公園 | 広域公園       | 主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。   | —  |
|       | レクリエーション都市 | 大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。 | —  |
| 国営公園  |            | 一の都府県の区域を越えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。   | —  |
| 緩衝緑地  | 特殊公園       | 風致公園、墓園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する。   | —  |
|       | 緩衝緑地       | 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。  | —  |
|       | 都市緑地       | 主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。     | あり |
|       | 緑道         | 災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。                           | —  |

## ○都市緑地法

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定されました。この法律には、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められています。

都市緑地法に定められている主な制度は、以下のとおりです

|               |   |
|---------------|---|
| 緑地保全地域        | 里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度                         |
| 特別緑地保全地区      | 都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度                                   |
| 地区計画等緑地保全条例制度 | 屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度   |
| 緑化地域          | 緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度                           |
| 地区計画等緑化率条例制度  | 地区計画制度等を活用して、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化率を定める制度                                 |
| 緑地協定          | 地域の方々の協力で、街を良好な環境にするため、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度                                 |
| 管理協定          | 特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。土地所有者の特別緑地保全地区等の管理の負担を軽減することが可能。 |
| 市民緑地          | 土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。             |
| 緑化施設整備計画認定制度  | 民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画（緑化施設整備計画）について、市町村長の認定を受けることができる制度                                |

## 【な行】

### ○農業・農村の多面的な機能

「国土の保全、水源の涵（かん）養（前出）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」のこと。

農林水産省は、次のような例を示しています。

- ・洪水防止機能、土砂崩壊防止機能、土砂流出防止機能
- ・地下水涵養機能、河川流況安定機能（水田に利用されるかんがい用水や雨水は時間をかけて河川に還元されることにより河川の流況が安定に保たれ、下流の都市用水などに利用される）、気候緩和機能
- ・生物多様性保全機能、保健休養・やすらぎ機能、景観保全機能
- ・伝統文化保存・継承機能、体験学習・教育機能、医療・介護・福祉機能

## 【は行】

### ○半自然草原

農業などのさまざまな人間の働きかけによって成立し、人間の生活と結びつきながら維持されてきた草原のこと。

これらの草原の多くは、家畜の飼料、田畑の地力を維持するための刈敷、茅葺き屋根の材料などの重要な自然資源の供給源として利用され、こうした草原の人間活動に依存した多様な動植物が生息・生育していました。しかし戦後、人間の生活様式が大きく代わり、牛馬が農耕に使われなくなり、また、茅葺き屋根の住宅がなくなっていくと、草原は利用されなくなり、さらに開発や造林がすすみ、各地から半自然草原が姿を消していきました。

ヨーロッパでは半自然草原研究の成果は、保全のためのガイドラインに応用され、地域の生態系保全のための農村計画に活用されており、日本においても近年里地里山の再評価の動きが見られます。

田畑の“あぜ”は多様な草原生植物を育む“半自然草原”となっていることから、大草原でなくても木更津市内にある農地の周りの環境は、生物の生育・生息環境として大切な存在と言えます。

### ○PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）の頭文字を取ったもの。

計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させ、新たな事業、目標、指標の維持・改善等を検討します。計画・施策・事業を検証・評価し、螺旋状に継続的改善を図ろうとするものです。

### ○ヒートアイランド現象

都市部の気温は、夏になると周辺地域よりも数度高くなり、等温線を描くと都市部が島のような形で現れることからヒートアイランド現象と呼ばれています。

コンクリート舗装やアスファルト舗装の増加と樹林地や農地の減少、ビルの輻射熱やビルの冷房、車の排気熱エネルギーの増大などが主な原因とみられています。ヒートアイランド現象につ

いては、光化学オキシダントの生成を助長するほか、局地的集中豪雨との関連性も指摘され、ヒートアイランド現象を防ぐためには省エネの推進や、緑化の推進が必要とされています。

なお、千葉県環境生活部環境政策課環境研究センター「平成22年度ヒートアイランド実態調査中間報告」によると、千葉県でもヒートアイランド現象は顕在化しており、特に浦安～富津の東京湾岸の都市において顕著になっています。平成22年度の木更津市付近の熱帯夜（日最低気温25℃以上）日数は、50日以上を記録した東葛地域よりは少ない40日～50日でしたが、冬季のヒートアイランド現象の指標として用いられる冬日（日最低気温0℃未満）日数は10日未満で、東京湾岸から鴨川市一帯に表れています。

## 【ま行】

### ○水と緑と歴史の文化軸

木更津市都市計画マスタープランのなかで、「木更津市の将来都市構造」を構成する軸の一つとして、「田園空間軸」（前出）とともに定めているもの。

歴史的・文化的な既存資源（木更津内港、證誠寺等の社寺、太田山公園・きみさらざタワー・郷土博物館金のすず、小・中・高校・短大・大学等の教育施設群、かずさアカデミアパークセンター地区・馬来田・真里谷城跡）等を活用した、木更津市のシンボリックな文化軸の形成を図ることとしています。

### ○みどりの資源

本計画では、26～37頁にあげたさまざまなみどりのことを指しています。

木更津市には、都市公園、児童遊園、港湾緑地、矢那川ダム周辺緑地、市営霊園、少年自然の家、グラウンドなどの社会体育施設、街路樹、小中学校の校庭、工場の周りの緑化された空間、神社仏閣の社寺林、河川の水辺や河畔林、干潟、田畑、樹林地、生垣、屋敷林、巨樹・古木、古墳や城跡など緑と一体なって受け継がれてきている歴史文化資源など、豊富な緑の資源があります。

### ○みなとオアシス木更津

海浜・旅客ターミナル・広場などみなとの施設やスペースを活用して、住民参加型の継続的な地域振興に係わる取り組みが行われる交流拠点のことで、木更津市は「みなと木更津再生構想」に基づく新たな賑わいを創出する交流拠点づくりを目指して、平成20年12月、首都圏初のみなとオアシスに認定されました。

「みなとオアシス」は国土交通省に登録を申請し、認定を受けると、広報支援（ホームページ等によるPR支援）、みなとオアシス標章の無償使用、運営に対する人材支援、情報提供、公的地図等への掲載支援など関連事業での支援を受けることができます。

みなとオアシス木更津の設置者は木更津市長、運営主体はみなと木更津再生構想推進協議会、認定施設はきさらづ海の駅（情報発信、交流スペース）で、その他関連施設として、鳥居崎海浜公園（駐車場、交流スペース）、中の島公園（交流スペース）、木更津港湾ターミナル（情報発信）、吾妻埋立緑地（交流スペース、駐車場）、木更津マリーナ（情報発信、交流スペース）が位置づけられています。

## 【や行】

## ○谷津田

関東地方の台地と平野の境目にたくさんある田んぼで、小さな谷間につくられた細長い田んぼのこと。谷地田（やちだ）とも言います。

千葉県は谷津田のある集落率では47都道府県6位、集落数では4位、谷津田箇所では4位、谷津田面積2位と、全国有数の谷津田が分布する地域のひとつですが、一方で、耕作放棄地のある農家率35%以上と全国の中でも高い割合となっています。谷津田のある集落における条例等の制定率は、全国平均は20.1%ですが、関東農政局管内では8.8%、千葉県は2.4%に止まり、千葉県は全国的には谷津田が多い反面、保全活動を支える制度的枠組みの確立がやや立ち遅れている状況にあります。（「自然や歴史と調和した美しい地域空間実現方策調査」平成18年度 農林水産省）谷津田の保全に関する県内の取り組みとしては、千葉市がふるさとの原風景であり多様な生態系を有する「谷津田の自然」の保全に向けた施策展開の指針となる「谷津田の自然の保全施策指針」を策定し、市内の谷津田の中から保全対象のモデルとなる候補地を選定し、「谷津田の自然の保全に関する要綱」にもとづいて保存協定の締結を進めています。

## ○遊休農地

農地法において定義されている「ア 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」「イ その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（アを除く）」で、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のこと。

なお、耕作放棄地とは農林業センサスにおいて、「以前耕地であったもので、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語です。

現在、耕作されていない遊休農地は年々増加傾向にあり、遊休農地の解消とその有効活用は、農政の重要課題の一つとなっています。また、遊休農地は、隣接する家屋や農地に病虫害や鳥獣被害などの悪影響を与えるほか、一般産業廃棄物の不法投棄の場ともなりやすく、地域社会の環境悪化にも繋がる大きな社会問題となっており、各地でさまざまな取り組みが行われています。

木更津市には、少し手を加えればすぐ耕作することができるものから森林・原野化しているなどで農地に復元して利用することが不可能なものまで、約480ha近い土地があります。

## 【ら行】

## ○緑陰

青葉の茂った木立のかけ。

緑陰をつくることにより、景観的な効果を楽しむことに留まらず、快適な温熱環境をつくるために緑は欠かせない存在です。

真夏の晴れた日など、樹木の葉からは盛んに水が蒸発しています（蒸散作用）。そのことによって、空気中に水蒸気が供給されると同時に、水が気体（水蒸気）になるときに周りの熱を奪うため、冷却効果が発揮されます。蒸散作用により、葉の温度が下がって、周囲の気温も下がるわけです。高木1本の下記の蒸散量は200～400ℓ/日（家庭のお風呂一杯分）といわれています。

樹木が暑さを和らげる働きは1本でもその効果があり、木陰は日なたより16℃以上涼しくなったという例もあります。夏季の熱中症対策にもまちなかに緑陰を増やすことが効果的といえます。

## ○緑被率

緑の総量を示す指標で、上空から見たときの緑被地（樹林地、草地、農地）におおわれている土地の割合。

本計画で算出している緑被地の面積は、1団で100㎡以上の樹林地、草地、農地に覆われた土地の合計面積を航空写真を用いて計測したものです。

## 【わ行】

### ○ワークショップ

地域に関わる多様な立場の人々が計画プロセスに参加するまちづくりの方法。

参加者が共通して理解できる各種の共同作業や勉強会等を通じて計画づくりを行っていきます。

様々な立場や経験を有する参加者が、互いの考え方や意見を学びながら、全体の意見の整理や合意形成を図っていくよう工夫された会議の一つで、住民参加の手法の一つとして採用されています。

発行：木更津市都市整備部市街地整備課

TEL：0438-23-8467

FAX：0438-22-4736

E-mail：[shigaichi@city.kisarazu.lg.jp](mailto:shigaichi@city.kisarazu.lg.jp)

住所：〒292-8501 千葉県木更津市潮見1丁目1番地



《暮れなずむ きみさらずタワーと富士山》

### 「木更津の由来」

みなさんは木更津という地名の由来を知っていますか？

如月の津が転じて木更津になった、木足らずが訛り木更津になったなど諸説ありますが、最も一般的な「木更津」の由来は古事記の「日本武尊伝説」からくるものです。

古事記によると、東国征伐に向かった日本武尊が東京湾を上総の国へ渡ろうとした時、嵐にあい船が転覆しそうになりました。その時、日本武尊の妻、弟橘媛が海神の怒りを鎮めようとわが身を海に投げ嵐を収めたので一行は無事上総の国に渡ることができました。

その後、日本武尊はこの地にしばらく留まり、愛する妻を想って歌にしました。

「君去らず 袖しが浦に 立つ波の その面影を みるぞ悲しき」

この歌の一節、君去らずが転じて「木更津」という地名になったと伝えられています。今その伝説は、太田山公園のきみさらずタワーとして生まれ変わり、木更津のシンボルとなっています。